

レクリエーション用具貸出について

一般社団法人岐阜県レクリエーション協会（以下、「協会」という。）は、県民皆ひとつはレクリエーションを実践する「ミナレク運動」を推進するため、次の通り、レクリエーション用具等（以下、「用具等」という。）の貸出しを行う。

1. 貸出しする用具等

「レクリエーション用具貸出カタログ」に示すとおりとする。

2. 貸出し対象等

(1) 対象者

県内在住の者または県内に主たる活動拠点がある者（または団体）。

(2) 対象外

- ①営利目的の活動を行う場合
- ②安全性への配慮を欠き、又は用具等の毀損若しくは汚損のおそれがあると認められる場合
- ③宗教的行事、政治活動等と認められる場合
- ④第三者の利益を害すると認められる場合
- ⑤法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
- ⑦役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- ⑧その他 県や協会の信用又は品位を害すると認められる場合など貸出しが不適当であると県が認める場合

(3) 貸出期間

貸出日より8日以内とする。ただし、会長が別に認める場合はこの限りではない。

(4) 受渡時間および場所

協会の事務所または、協会が別途指定する場所とし、受渡時間は原則として、月・水・木・金曜日の9時00分から16時00分とする。ただし、12時00分から13時00分は除く。

(5) 使用料

無料

3. 貸出手続き

貸出しを希望する者は、レクリエーション用具貸出申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、協会へ提出するものとする。

協会会长は、貸出申請書の内容及び貸出状況を踏まえ、貸出しの可否を決定する。

4. 貸出条件

(1) 使用の際の人の配置について

借用責任者は、用具の使用時に際して、「用具の使い方の説明」や「安全を確保するための指導員の適切な配置」などレクリエーションの普及や安全管理に十分な配慮をすることとする。

(2) その他

- ・貸出申請書に記載された目的以外の使用を禁止する。
- ・使用前に用具等の破損を確認し、危険と判断される用具等を発見した場合は、使用を中止し、また使用中に破損した場合は、破片等に充分注意し、使用を中止することとする。
- ・用具等の使用中の事故に関して、岐阜県及び協会は一切の責任を負わないものとする。
- ・故意または重大な過失（紛失）、使用用途以外の使用により用具等に使用不可能となる損傷等があった場合、協会は借用責任者（又は借用団体）に賠償を求めることとする。
- ・運搬に係る費用は借用責任者（又は借用団体）の負担とする。
- ・用具等の使用について、協会、岐阜県のホームページ、フェイスブック等で紹介することがあり、後日、実施状況写真の提供を求める場合がある。

5. 返却手続き

使用終了後、借用責任者は、用具等の汚れを出来る限り落とし、種類や数量等を確認し、期限までに貸出しを受けた場所又は協会が指定する場所へ返却するものとする。

6. その他

本要綱に定めのない事項については、協会が岐阜県と協議し別に定める。